

令和2年度
大田区包括外部監査結果報告書

「一般廃棄物処理に関する事務の執行について」

令和3年3月
大田区包括外部監査人
公認会計士 大古場 雅

目次

第1章 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	3
5. 監査対象機関（部局）	3
6. 監査の方法	3
7. 監査従事者	4
8. 監査実施期間及び延日数	4
9. 利害関係	5
10. 指摘及び意見	5

第2章 監査対象の概要

第1節 大田区の一般廃棄物処理の概要

第1項 廃棄物とは	8
第2項 一般廃棄物と産業廃棄物の定義	9
第3項 一般廃棄物の分類	10
第4項 特別区における清掃事業の役割分担	
1. 収集・運搬：特別区の担当	11
2. 中間処理：清掃一組の担当	12
3. 最終処分：東京都の担当	12
第5項 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会	
1. 東京二十三区清掃一部事務組合	14
2. 東京二十三区清掃協議会	14
第6項 都区制度改革と清掃事業の特別区移管	
1. 都区制度改革と清掃事業の特別区移管の経緯	15
2. 移管後の清掃事業運営体制等	16
第7項 特別区が実施する一般廃棄物の収集・運搬の体制	
1. 効率的な清掃工場への運搬・搬入体制	18
2. 雇上	18
3. 収集体制	20
第8項 車両雇い上げの経緯	20

第9項	大田区一般廃棄物処理基本計画	
1.	位置付け	22
2.	基本理念及び基本方針	24
第10項	大田区の清掃事業の体制	
1.	清掃関連施設及び埋立処分場	25
2.	環境清掃部及び一般財団法人大田区環境公社の組織	26
3.	環境清掃部及び一般財団法人大田区環境公社の役割	27
4.	ごみの収集と運搬	30
5.	資源の回収と運搬	31
6.	その他のごみの収集と運搬等	32
7.	ごみ減量の取り組み	33
8.	ごみの集積所について	35
9.	高齢者・障がい者支援等	36
10.	清掃事業関連施設	37
11.	作業収集計画	38
12.	ごみ収集体制（清掃車両の直営・雇上の別）	39
13.	清掃車両保有状況	39
第11項	大田区のごみ及び資源の流れ	
1.	ごみの流れ	42
2.	資源の流れ	43
第12項	ごみ及び資源物収集量の推移	44
第2節	大田区の清掃事業の予算規模等の概要	
第1項	清掃事業経費の概要	46
第2項	歳出予算	47
第3項	歳入予算	50

第3章 監査の結果及び意見

序節		53
第1節	大田区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理	
第1項	概要	54
第2項	大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会	57
第3項	計画の見直し	
1.	計画の見直しの背景	61

2. 委託契約	62
---------	----

第2節 ごみ収集・運搬事業

第1項 事業概要

1. 可燃ごみ	63
2. 不燃ごみ	63
3. 粗大ごみ	64
4. その他	64

第2項 車両雇上契約

1. 契約内容及び業務の執行状況	65
2. 雇上比率	73
3. 収集ごみ量の計画と実績	74

第3項 可燃ごみ収集業務委託契約

1. 契約内容及び業務の執行状況	75
2. 委託比率	76
3. 収集ごみ量の計画と実績	76

第4項 高齢者・障がい者への支援事業

1. 戸別収集事業	77
2. 粗大ごみ運び出し収集事業	78

第5項 防鳥ネットの貸し出し

第6項 廃棄物処理手数料（ごみ処理券）

1. 歳出	81
2. 歳入	85

第3節 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

第1項 事業概要

第2項 車両雇上契約

1. 概要	89
2. 契約内容	89
3. 作業月報、完了届	97

第3項 回収業務委託契約

1. 概要	100
2. 資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約	100
3. 収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約	120

第4項 中間処理業務委託契約

1. 概要	125
-------	-----

2.	糶谷粗大中継所中継業務委託	126
3.	可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託	138
4.	不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託	143
第5項 資源持ち去り防止対策		
1.	概要	151
2.	資源持ち去り防止パトロール業務委託	153
3.	他区部との資源持ち去り防止取り組みの比較	160
第6項 粗大ごみ申告受付業務委託契約		
1.	概要	162
2.	粗大ごみ申告受付業務委託契約	166
第7項 集団回収		
1.	概要	176
2.	集団回収実績報告書	178
3.	報奨金	182
4.	集団回収登録業者	185
5.	今後の集団回収のあり方	188
第8項 有価物売却収入		
1.	概要	191
2.	資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却	193
3.	小型家電等の売却	199
4.	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却	205
5.	古布の行政回収モデル事業に伴う売却	211

第4節 東京二十三区清掃一部事務組合分担金

第1項 概要		
1.	東京二十三区清掃一部事務組合分担金とは	220
2.	特別区の花担金の金額	221
3.	分担金の算出方法	222
4.	「清掃負担の公平」による負担の調整額	224
第2項 監査手続及び結果		
225		

第5節 清掃事務所及び事業所の役割

第1項 清掃事務所及び事業所の概要		
1.	清掃事務所	227
2.	清掃事業所	231

第2項 監査手続及び結果	
1. 調布清掃事務所	232
2. 多摩川清掃事業所	236
3. (仮称)大田区多摩川清掃事務所新築工事費用	240

第6節 大田区環境公社の役割及び管理

第1項 概要	
1. 設立目的	242
2. 設立の経緯	242
第2項 組織体制	
1. 評議員	244
2. 理事	245
3. 監事	245
第3項 事業実績	
1. 可燃ごみ収集業務	246
2. 粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務	247
第4項 予算及び決算	
1. 予算	248
2. 決算	250
3. 監査報告書	254
4. 年度推移	255
第5項 職員派遣	
1. 派遣人数	256
2. 職員派遣に関する条例	257
3. 協定書	258
4. 同意書	259
5. 勤務状況等の報告	260
第6項 労務管理	
1. 組織体制	260
2. 職員給与規程	261
3. 職員労働条件	265
4. 労働安全管理	267
第7項 環境公社の今後のあり方	
1. 区の基本的方針	275
2. 環境公社の運営の透明性の確保	276

第7節 人件費

第1項 概要

1. 職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
2. 諸手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
3. 清掃事業の人員構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
4. 勤務時間、休日及び休暇等・・・・・・・・・・・・ 288
5. 労働組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289

第2項 監査手続及び結果

1. 職員人件費の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
2. 給与計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294

第8節 指導事業

第1項 概要

1. 事業者及び区民への指導事業の概要・・・・・・・・ 296
2. 予算及び執行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299

第2項 監査手続及び結果

1. 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
2. 排出指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
3. 集積所における排出指導、ふれあい指導・・・・・・・・ 310
4. 浄化槽の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312

第9節 安全衛生管理

第1項 安全衛生委員会

1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
2. 労働安全衛生法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
3. 安全衛生委員会の構成員及び任期・・・・・・・・ 316

第2項 安全衛生計画と安全衛生関連図書の配付

1. 労働安全衛生計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
2. 安全衛生関連図書の配付・・・・・・・・・・・・・・・ 324

第3項 公務災害・労務災害の発生状況

1. 公務災害と労務災害の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
2. 公務災害・労務災害の発生件数・・・・・・・・・・・・ 328
3. 公務災害・労務災害の発生原因・・・・・・・・・・・・ 329
4. 公務災害・労務災害の内容・・・・・・・・・・・・・・・ 329
5. 非常勤職員に対する補償・・・・・・・・・・・・・・・ 330

第4項	安全衛生連絡会	
1.	概要	332
2.	構成及び任期	333
3.	安全衛生連絡会の開催	333
第5項	清掃事業自動車の事故	
1.	事故一覧	336
2.	令和元年度の事故内容	339
3.	車両事故報告書	343
4.	火災事故	347
第10節	普及・啓発事業	
第1項	概要	
1.	普及啓発事業の概要	348
2.	予算及び執行額の状況	348
第2項	監査手続及び結果	
1.	啓発事業	349
2.	広報活動（冊子・リーフレット等配布・アプリ配信）	355
3.	資源循環学習教室、児童館・保育園における環境学習、出前講座	358
第11節	大田区清掃・リサイクル協議会	
第1項	概要	
1.	設置目的	360
2.	委員構成	360
3.	予算及び執行額	361
第2項	監査手続及び結果	
1.	委員構成	361
2.	協議内容	363
第12節	食品ロス削減への取り組み	
第1項	概要	
1.	食品ロス削減への取り組み	373
2.	予算及び執行額	373
第2項	監査手続及び結果	
1.	「大田区食べきり応援団」登録事業者の募集	374
2.	食品ロスに係る出前授業の実施	376
3.	未利用食品有効活用のための事業者マッチング	378

4. フードドライブ	380
5. 食品ロス削減実践講座【令和2年度新規】	382
6. その他（食品ロス削減推進計画）【令和2年度新規】	383

第13節 給食生ごみリサイクル事業

第1項 概要

1. 給食残渣に係る食品リサイクルの推進	384
2. 収集運搬及びリサイクル処理に関する契約	384
3. 予算	384

第2項 監査手続及び結果

1. 契約内容の検討	385
2. 予算及び追加コストの検討	388

第14節 災害廃棄物への対応

第1項 概要

1. 計画の内容	390
2. 計画の策定過程	397

第2項 監査手続及び結果

1. 災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業者との取引	401
2. 災害廃棄物処理計画の内容	402
3. 災害廃棄物処理計画の推進体制及び推進状況	402

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 並びに「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第 2 条第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

一般廃棄物処理に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

(1) 選定の視点

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第 2 条第 14 項）。また、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないとされている（地方自治法第 2 条第 15 項）。

包括外部監査制度は、これらの規定の趣旨を達成することを目的とし、住民の行政に対する信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされていること及び効率的な行政が実現されていることを検証する必要がある。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているものからテーマを選定することが、包括外部監査の有用性を高めることにつながるものと考え。このことを前提として、最近年度の大田区包括外部監査テーマとの重複を避けることも考慮しながら、テーマを選定することとした。

(2) 選定の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が講じられている状況が続いている。令和 2 年度初めに緊急事態宣言の発出に伴い不要不急の外出自粛要請が出された際には、住宅街におけるごみの量が増加したことが全国的に話題となった。コロナ禍においても、ごみの発生を避けることはできず、その処理に関する業務を止めることはできない。その業務に携わる人達は一般的な市民よりも高い感染

リスクに晒されていることも報道され、医療・介護従事者等と同様に感謝の気持ちが寄せられ、ごみ処理業務の大切さが改めて認識されたのではないかと思う。

ごみの収集や資源回収（リサイクル）等の一般廃棄物を処理する責任は区市町村が担っており、これらに関する業務は我々の日々の生活に直結するものであり、環境問題も考慮した上で、その適正な処理の推進を図ることは、大田区（以下、この報告書において他の特別区との区別が不明確になる場合を除き「区」という）の行政においても区民の健康で快適な生活を確保するために欠かせない重要な事業である。

区が目指すべき姿をまとめた「大田区基本構想」においても「地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち」を築くことが基本目標として掲げられており、その中の個別目標において「産業活動や日々の生活における廃棄物の発生抑制の推進等、限りある資源を大切かつ有効に活用する資源循環型のまちづくりに取り組みます」と謳われている。

区の一般廃棄物処理に関する事務については、平成 12 年の都区制度改革の実施により、東京都から移管され 20 年が経過している。産業廃棄物に関する事務は引き続き東京都が担っているものの、それ以外の廃棄物である一般廃棄物の処理は区に引き継がれ、区の清掃事業に係る予算規模は、令和 2 年度では環境清掃部の当初予算額が 11,106 百万円、そのうち清掃事業課及び各清掃事務所・事業所に係るものが 10,200 百万円と区全体の当初予算額 287,387 百万円のそれぞれ 3.9%及び 3.5%を占めており、金額的な側面においても一般廃棄物処理に係る事業が区の重要な施策の一つとして位置付けられる。

さらに、区では平成 29 年 1 月に一般財団法人大田区環境公社を全額出資して設立し、平成 29 年度から同公社に対して、可燃ごみの収集業務の一部並びに京浜島中継所における粗大ごみ搬入受入れ及び分別・積み替え業務の委託を開始している。このように全額出資の外郭団体を設立し、そこへ一般廃棄物処理の一部業務を委託する方式を採用している特別区は、先行していた練馬区と大田区の 2 区だけであり、区の近年における一般廃棄物処理に関するトピックが存在している。

一方、区よりも広い範囲で廃棄物の処理を考えると、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）においても、廃棄物処理に関する項目が目標の中に含まれている。日本ではその目標への対応を考慮した「第五次環境基本計画」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30 年に閣議決定し、国連加盟国としてその目標達成に向けて計画を推進しているところであり、環境問題との関連が中心とはなるが廃棄物処理は国内を始め地球規模で対応すべき重要な課題として認識されている。

区の話に戻るが、「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、この章において「基本計画」という）の中で基本理念として「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」が掲げられているように、一般廃棄物の適正処理を推進するためには、一般廃棄物の排出者と区及び処理業者との協働が不可欠であり、排出者となる区民を始め区内事業者に当該業務に対する興味と理解を今以上に深めてもらうことが必要なものとする。

上述してきたような状況下にあつて、一般廃棄物処理に対する関心は近年に高まっており、今が区民や区内事業者に当該業務への理解を深めてもらい基本計画の推進を図る絶好の機会ではないかと考えられる。

以上より、平成17年度から実施されている区の包括外部監査において、未だ一般廃棄物処理に関する事務が監査テーマとして取り上げられていないこと等も勘案し、この時点で一般廃棄物処理に関する事務が適切に執行されていることについて、合規性、経済性、効率性及び有効性等の視点から監査を実施することに重要な意義があるものと判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和元年度を対象としたが、必要に応じて令和2年度及び令和元年度以前についても監査の対象としている。

5. 監査対象機関（部局）

主な監査対象部局は、大田区の一般廃棄物処理業務を所管する環境清掃部であるが、その他、可燃ごみの収集業務等を委託している区の外郭団体である一般財団法人大田区環境公社も監査の対象となっている。

6. 監査の方法

(1) 監査の視点

一般廃棄物処理に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、及び、経済的・効率的・効果的に実施されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

(2) 主な監査手続

上記(1)の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下の通りである。

- 1) 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているかの確認
- 2) 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料の査閲及び担当者へのヒアリングの実施
- 3) 行政計画、予算の執行状況の確認
- 4) 比率分析、期間比較等の分析的手続の実施
- 5) 清掃事務所、清掃事業所及び環境公社の現地視察の実施
- 6) 清掃工場及び埋立処分場の見学の実施
- 7) 他の地方自治体の制度等との比較

7. 監査従事者

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も考慮し、補助者の人数を限定して全体で以下の3名体制（前年度は6名）で臨むこととした。一人当たりの負担が増えることが想定されるため、監査時間を十分に確保できる補助者を選定している。なお、監査人の独立性に関係する事項ではないが、補助者の中に包括外部監査人と同姓の者がいるが、両者の間に親族関係はないことを申し添えておく。

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| (1) 包括外部監査人 | 公認会計士 | 大古場 雅 |
| (2) 補助者 | 公認会計士 | 菊池 努 |
| | 公認会計士 | 大古場悟史 |

8. 監査実施期間及び延日数

(1) 監査実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月26日まで

(2) 延日数（概算値）

包括外部監査人	80日
補助者	<u>95日</u>
延合計日数	<u><u>175日</u></u>

9. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

令和 2 年度大田区包括外部監査結果報告書（以下「本報告書」という）における指摘及び意見の件数は次の表の通りである。

指摘	意見	合計
42 件	119 件	161 件

指摘及び意見は全て第 3 章で述べているが、節ごとの指摘と意見の数は次の表の通りである。

節／監査項目	指摘数	意見数	計
第 1 節 大田区一般廃棄物処理基本計画の進捗管理	3 (No. 1～3)	2 (No. 1, 2)	5
第 2 節 ごみ収集・運搬事業	4 (No. 4～7)	8 (No. 3～10)	12
第 3 節 リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業	14 (No. 8～21)	60 (No. 11～70)	74
第 4 節 東京二十三区清掃一部事務組合分担金	0	2 (No. 71～72)	2
第 5 節 清掃事務所及び事業所の役割	2 (No. 22～23)	4 (No. 73～76)	6
第 6 節 大田区環境公社の役割及び管理	1 (No. 24)	16 (No. 77～92)	17
第 7 節 人件費	3 (No. 25～27)	0	3
第 8 節 指導事業	6 (No. 28～33)	1 (No. 93)	7

第9節 安全衛生管理	2 (No. 34~35)	8 (No. 94~101)	10
第10節 普及・啓発事業	2 (No. 36~37)	6 (No. 102~107)	8
第11節 大田区清掃・リサイクル協議会	2 (No. 38~39)	3 (No. 108~110)	5
第12節 食品ロス削減への取り組み	1 (No. 40)	8 (No. 111~118)	9
第13節 給食生ごみリサイクル事業	1 (No. 41)	1 (No. 119)	2
第14節 災害廃棄物への対応	1 (No. 42)	0	1
合計	42	119	161

本報告書において指摘又は意見という場合、以下のように区分している。

指摘： 法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

意見： 是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にすべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

(注) 本報告書に記載している金額は、単位未満を四捨五入した金額とし、百分率(%)の数値は、小数点第1位までの数値については第2位を、小数点第2位までの数値については第3位を各々四捨五入した数値としている。ただし、公表されている資料及び区から提出された資料の数値を開示する場合は、資料上の数値をそのまま使用している。このような設定により、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(主な参考文献)

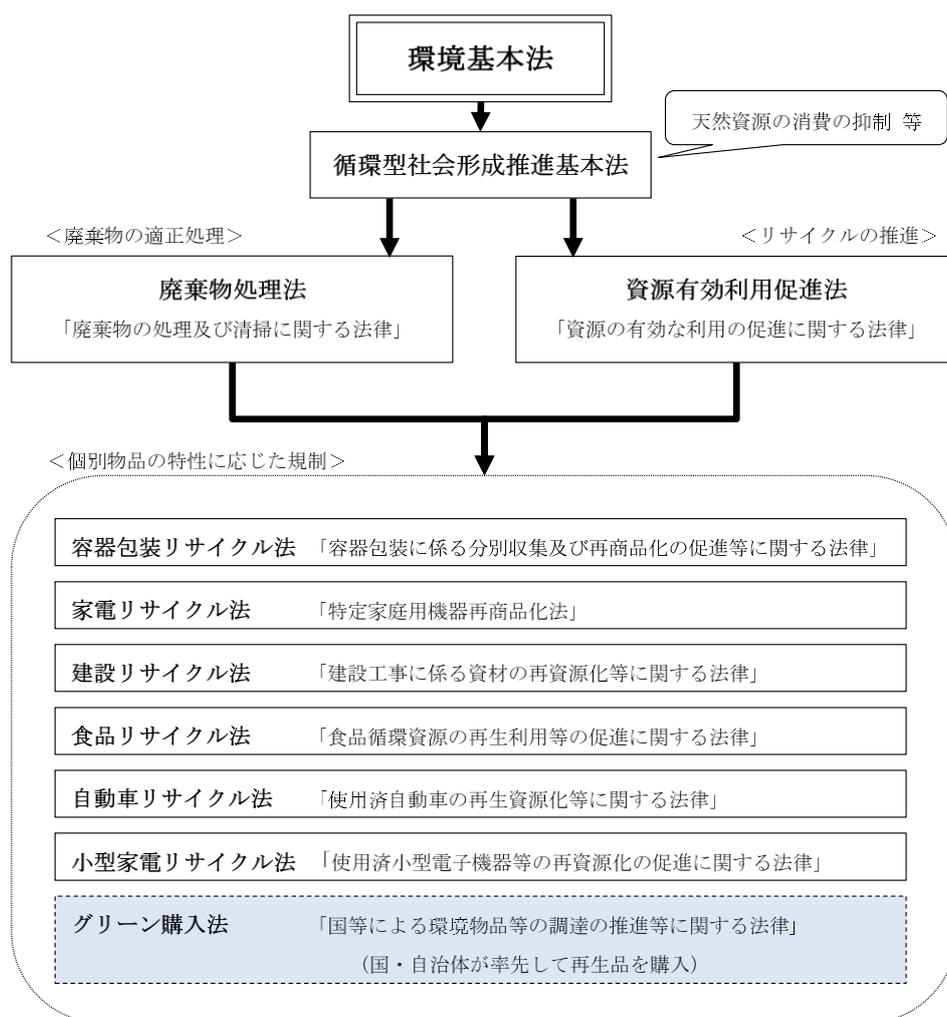
- 田中勝・大野正人編「ごみ収集 理論と実践」
- 藤井誠一郎著「ごみ収集という仕事 清掃車に乗って考えた地方自治」
- 山谷修作著「ごみ効率化 有料化とごみ処理経費削減」
- 東京二十三区清掃協議会「雇上会社に関わる覚書 関係資料集（平成27年1月改訂）」
- 東京二十三区清掃一部事務組合「ごみれば 23 2020 循環型社会の形成に向けて」
- 大田区環境清掃部清掃事業課「大田区清掃とリサイクル 2020」
- 大田区環境清掃部環境計画課「令和2年度 環境清掃部事業概要」

第2章 監査対象の概要

第1節 大田区の一般廃棄物処理の概要

第1項 廃棄物とは

廃棄物処理に関する法律として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、この章において「廃棄物処理法」という）が存在しているが、同法において「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう」（廃棄物処理法第2条第1項）と定義されている。廃棄物及びリサイクル関係の法体系を図示すると次の通りである。



廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されるが、廃棄物処理法上で、一般廃棄物の処理等の管轄は区市町村（第4条第1項）、産業廃棄物の処理等の管轄は都道府県（第4条第2項）とされている。したがって、廃棄物のうち、区が責任を負うのは一般廃棄物ということになり、監査の対象及び本報告書のタイトルも「一般廃棄物処理に関する事務の執行について」となっている。

第2項 一般廃棄物と産業廃棄物の定義

一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」（廃棄物処理法第2条第2項）と定義されているため、産業廃棄物の定義を明確にしなければならない。

産業廃棄物とは「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」（廃棄物処理法第2条第4項第1号）及び「輸入された廃棄物並びに本邦に入国するものが携帯する廃棄物」（廃棄物処理法第2条第4項第2号）とされている。

「その他政令で定める廃棄物」は廃棄物処理法の施行令第2条において定められており、次の20種類の廃棄物となっている。

<すべての事業活動に伴って生じたもの>

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、⑩鉍さい、⑪がれき類、⑫ばいじん

<特定の事業活動に伴って生じたもの>

⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物ふん尿、⑲動物の死体

<その他>

⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

一般廃棄物は基本的に以上の20種類の廃棄物を除いた廃棄物と定義され、区はこれらの処理等の責任を負っている。

第3項 一般廃棄物の分類

一般廃棄物は主に家庭廃棄物と事業系一般廃棄物に分類され、区の処理業務においては、現状、それぞれ異なった取り扱いがされている。それぞれの定義は「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において次のように定められている。

① 家庭廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

② 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

家庭廃棄物については、燃やすごみ（可燃ごみ）、燃やさないごみ（不燃ごみ）及び資源に分別したものを区が集積所で収集することが原則となっている。その他、資源の自治会等による集団回収、粗大ごみの区の収集車両による各戸収集及び自己持込等により収集が行われている。

一方、事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（第3条第1項）とされており、次のいずれかの方法を選択することになる。

① 一般廃棄物処理業者による収集

区が許可する一般廃棄物処理業者に一般廃棄物の収集・運搬を委託する。

② 自己持込

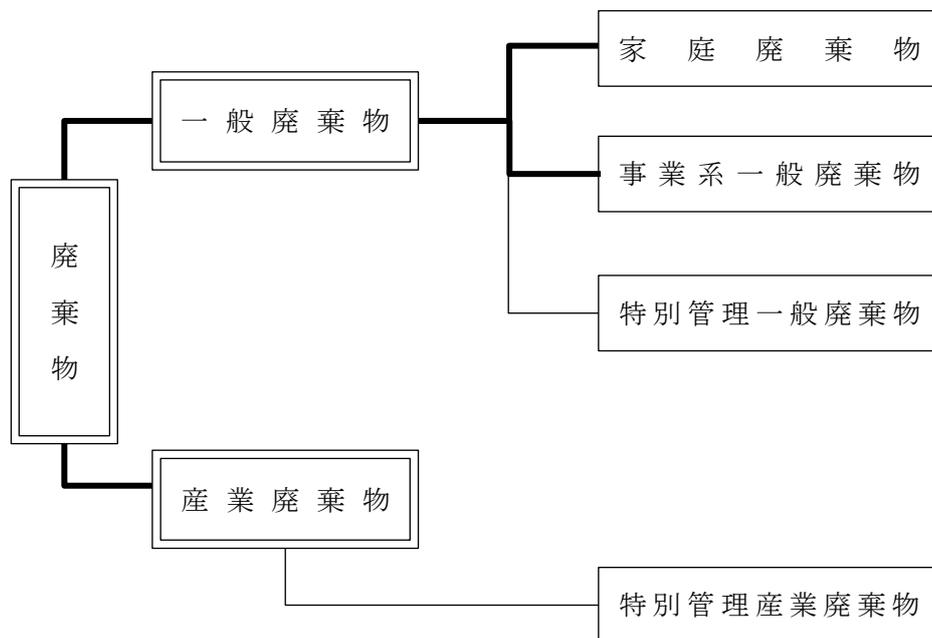
排出事業者自ら一般廃棄物を清掃工場等に運搬する。

③ 区による収集

上記の処理が困難な場合（排出日当たりの総排出量が50kg未満の場合）に限り、事業系有料ごみ処理券を貼付して区による収集を受ける。

なお、上記の2種類の一般廃棄物以外に、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理一般廃棄物」（廃家電製品に含まれるPCB、感染症一般廃棄物等）として分類し、それらの処理をより厳重に管理するため、専門の許可を持った業者に排出者自身が収集を依頼することとし、区での収集は行われていない。

廃棄物の分類をまとめると次の通りである。



※ 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう（廃棄物処理法第2条第5号）。上述した特別管理一般廃棄物と同様の趣旨により分類されており、同様の取扱いがされている。

第4項 特別区における清掃事業の役割分担

特別区の清掃事業は都区制度改革に伴って東京都から移管された経緯から、各区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、この章において「清掃一組」という）、東京都の三者が役割を分担・連携して行われており、他の自治体とは異なった独特な体制となっている。

一般的に清掃事業は、収集・運搬、中間処理、最終処分の3工程で成り立っており、それぞれの内容及び担当は次の通りとなっている。

1. 収集・運搬：特別区の担当

一般廃棄物を収集し、清掃工場や処理施設まで運ぶ業務であり、特別区が行っている。

2. 中間処理：清掃一組の担当

中間処理とは、ごみを焼却処理したり、破碎・選別したりする工程で、清掃一組が行っている。最終処分の前に焼却し、ばい菌、害虫、臭いの発生を防ぐとともに、最終処分場の受容量には制限があるため、焼却による減容によって持ち込む量を減らしている（焼却処理によって20分の1程度に減容する）。また、その過程において発生する焼却灰の一部をセメントの原料としたり、熔融してスラグ化してアスファルトを始めとする土木資材としたりする等の有効活用を図っている。一方、破碎・選別においては、破碎によって容積を減らすとともに、資源として利用できる金属を回収している。

3. 最終処分：東京都の担当

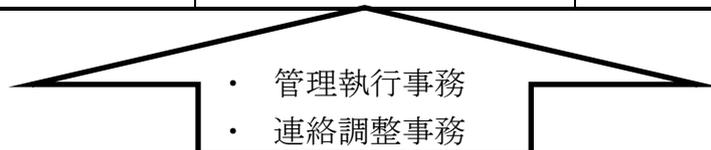
最終処分とは、中間処理後に出た残渣を東京湾の埋立地で埋立処理する工程であり、東京都が行っている。現在は、東京湾中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場に埋め立てている。新海面埋立処分場は特別区最後の埋立処分場であり、50年先まで利用できるといわれているが、この処分場がいっぱいになれば、特別区で生じるごみの最終処分先はなくなってしまう。このため、少しでもごみを減量して限られた処分場をできるだけ長く使うことが最大の課題となっている。

また、東京都からの清掃事業の移管によって特別区が実施する清掃事業は、①特別区が自らの責任で独自に行うもの、②各区间で連絡調整を図った上で各区が行うもの、③特別区全体で共同して行うものの3つに分類される。このうち①と②について、各区の自主性や自立性を尊重しつつ統一性を確保するために、連絡調整して効率的に事務を執行する観点から、東京二十三区清掃協議会（以下、この章において「清掃協議会」という）が設置され、特別区の清掃事業の役割分担の中に各区、清掃一組、東京都以外にも一つの登場人物が存在している。

清掃協議会が行う事務は二つに分けられ、一つは、ごみ収集や運搬で使用する雇上車両の請負契約の締結に関する事務を各区長の名において一括処理する管理執行事務である。もう一つは、雇上車両の各区への配車、清掃車両の架装基準等について調整する管理執行事務に関して、各区と清掃一組との連絡調整を行う連絡調整事務である。

特別区の清掃事業の役割分担の概要は次の通りである。

大田区	東京二十三区 清掃一部事務組合	東京都
1 一般廃棄物処理計画の策定 2 ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 3 ごみの再利用、資源化の推進 4 分別収集計画の策定 5 容器包装廃棄物の分別収集の実施 6 大規模排出事業者等に対する排出指導 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導 8 動物死体の処理（飼主等からの依頼分） 9 浄化槽の設置の届出及び指導 10 浄化槽清掃業の許可及び指導 など	1 清掃工場等の整備・管理・運営 2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 3 し尿投入施設の整備・管理・運営（上記3点には下記を含む） ・ 施設整備計画の策定 ・ 建設・建替・プラント更新、改造 ・ 焼却灰、スラグ等の輸送 ・ 清掃工場運営協議会の運営 ・ 発電、余熱利用 4 搬入調整 5 あわせ産廃の処理 など	1 循環型社会づくりの推進 2 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 3 新海面処分場の設置・管理・運営 4 産業廃棄物に関する事務 5 一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 など



東京二十三区清掃協議会（平成 18 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日清掃協議会規約改正）		
平成 17 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日から	平成 25 年 4 月 1 日から
1 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可等に関わる事務（管理執行事務） 2 雇い上げ車両関係事務（管理執行事務） 3 清掃協議会部長会・課長会等各種会議の開催 4 各区等のごみ処理計画作成の調整など 5 廃棄物処理手数料に関する調整	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務 * 清掃協議会事務事業 62 項目のうち前記に関する事務 24 項目を除き、各区へ 15 項目、自主運営会議体（調整事務）へ 11 項目、清掃一組（専門性・継続性が	1 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務（管理執行事務） 2 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務（管理執行事務） 3 前項の管理執行事務に関する連絡調整事務

6 大規模排出事業者に対する 排出など	求められる連絡調整事務) へ 11 項目移行、1 項目を 廃止する事務事業分担の 再編を行った。	
------------------------	---	--

第 5 項 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会

清掃一組及び清掃協議会の役割については上述しているが、その組織の法的根拠や体制等の概要について以下に補足する。

1. 東京二十三区清掃一部事務組合

可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入について、特別区が共同処理するために地方自治法第 284 条に基づき特別区を構成団体として平成 12 年 4 月 1 日に設置された特別地方公共団体である。

組織及び運営は、条例や予算及び基本方針を決定する議決機関と、業務を執行する執行機関があり、議決機関は各特別区の議長で構成される「清掃一部事務組合議会」、執行機関は各特別区長の互選による代表管理者 1 名、管理者が清掃一部事務組合議会の同意を得て選任する副管理者 2 名と他職員により運営されている。また、清掃一組には事務執行を監査する監査委員が 3 名置かれている。

2. 東京二十三区清掃協議会

清掃事業の円滑な運営のため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 に基づき区間・都区間・清掃一組との連絡調整業務を行う清掃協議会を平成 12 年 4 月 1 日に設置した。区長、助役、清掃担当部長、担当課長を構成員とする各種会議の開催や廃棄物の収集・運搬に係る請負契約に関する事務の管理執行・連絡調整等を行ってきた。

平成 18 年 4 月 1 日付で清掃協議会規約が改正され、清掃協議会の 62 事務事業が、清掃協議会、各特別区、自主運営会議体、清掃一組の事務に再編された。また、平成 25 年 4 月 1 日付で清掃協議会規約が改正され、一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務が、各特別区事務から清掃協議会の管理執行事務となった（前項の図参照）。

なお、この清掃協議会は、法人格を持たない特別区及び清掃一組が共同設置する共通の執行機関であり、固有の役職はもたず清掃一組の職員が事務を処理す

る。事務の管理や執行は民法における代理に準ずる効果があり、清掃協議会を構成する特別区の長等が管理執行したのものとして効力を有し、不法行為等については構成団体である特別区及び清掃一組の連帯責任となる。

第6項 都区制度改革と清掃事業の特別区移管

都区制度改革及び清掃事業の東京都から特別区への移管の流れと移管後の清掃事業運営に関する概要は以下の通りである。

1. 都区制度改革と清掃事業の特別区移管の経緯

都区制度改革及び清掃事業の東京都から特別区への移管の流れは次の表の通りである。

年 月	内 容
1947年 (昭和22年4月)	「地方自治法」が公布(同年5月施行)され、特別区は基礎的自治体と位置づけられ、原則として市と同一の権能がみとめられたが、清掃事業はそれまでどおり都が行った。
1952年 (昭和27年8月)	地方自治法が改正(同年9月施行)され、区長公選制の廃止など、特別区の自治権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。
1964年 (昭和39年7月)	地方自治法が改正(昭和40年4月施行)され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の手務とされたが、別に法律で定める日まで引き続き都の手務とされた。
1974年 (昭和49年6月)	地方自治法が改正(昭和50年4月施行)され、区長公選制の復活や保健所の事務の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格はなお都の内部的団体にとどまった。
1986年 (昭和61年2月)	都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管すること等について都区で合意した。
1994年 (平成6年9月)	「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」の都区合意がなされた。協議案は、特別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分のすべてに責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、自区内に工場

	が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地域処理」方式を採ること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用すること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、各区間や都との調整及び雇上車両関係の事務等を行うことなどとした。また、清掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては、移管後、一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。
1998年 (平成10年5月)	「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布(平成12年4月施行)され、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。
1998年 (平成10年10月)	区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのための中継整備を確実にすること、可燃ごみの中間処理について区内処理を原則としつつ平成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。
1998年 (平成10年12月)	「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方が都区及び労使で合意された。
1999年 (平成11年3月)	移管後の清掃事業の運営(共同処理の形態や都と特別区の役割分担等)及び職員の身分取扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区で合意された。
2000年 (平成12年4月)	清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務組合が設立された。
2003年 (平成15年11月)	平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとしての方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。
2006年 (平成18年4月)	平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切替され、清掃事業の移管が完了した。

2. 移管後の清掃事業運営体制等

現在の特別区における清掃事業の役割分担等については既述しているが、移管時及び移管後から現在の運営体制に至るまでの主な事象について、上表の内

容と一部重なるが、それらをまとめると次の通りである。

(1) 事業の運営形態

1) 収集・運搬は各特別区が実施

2) 清掃一組の設置

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理及びし尿の共同処理をするため特別区を構成員として設置した。

3) 清掃協議会の設置

各特別区間や清掃一組及び東京都と事業運営上の連絡調整を行うために設置した。

4) 最終処分場については東京都に委託

特別区から委託を受けて東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋め立て処分を行う。

(2) 事業従事職員の人事制度

清掃事業の移管に伴う東京都の職員の身分取り扱いは次の通りとされた。

1) 平成 12 年 3 月 31 日現在の清掃事業従事職員を対象として特別区へ派遣する。

2) 派遣期間は平成 12 年 4 月 1 日から 6 年とする。

3) 派遣期間中の勤務条件は原則として東京都の勤務条件を適用する。

4) 平成 18 年 3 月 31 日現在、特別区に派遣されている清掃事業従事職員は同年 4 月 1 日付で当該特別区へ身分切り替えする。

(3) 事業移管に伴う財産の取扱い

清掃事業の用に供する財産は、原則として、東京都から事業運営主体となる特別区又は清掃一組に無償譲渡する。

(4) 地域処理協定の考え方

東京二十三区清掃一部事務組合規約附則第 2 項に「可燃ごみの処理については、平成 17 年度末を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、協働処理を廃止するものとする」と規定されていた。しかしながら、平成 15 年 11 月に方針を転換し、特別区における中間処理は、平成 18 年 4 月以降も当分の間、清掃一組により共同処理する等の方針が区長会で了承されている。

第7項 特別区が実施する一般廃棄物の収集・運搬の体制

上記第4項では、一般廃棄物処理の最終処分までの全体の役割分担について述べたが、ここでは特別区の担当となっている一般廃棄物の集積所における収集・運搬体制について述べる。なお、以下は主に日々の生活でも良く見かける可燃ごみの収集・運搬に関する話となる。

1. 効率的な清掃工場への運搬・搬入体制

各区には収集・運搬業務を担当する清掃事務所が1～3か所配置されており(大田区は、大森、調布、蒲田の3か所)、各清掃事務所が収集した可燃ごみは特別区内に21か所ある清掃一組が運営する清掃工場(大田区には大田、多摩川の2か所。令和3年1月現在、このうちの3か所が建て替えにより稼働停止中)へ搬入される。搬入先については、清掃工場がない区も存在することや、清掃工場の建て替えや法定点検時等の対応もあるため、それぞれの区にある清掃工場へ搬入することになる訳ではない。搬入先と搬入量については、清掃一組が運搬距離や工場の処理能力等を勘案して決定し、各区へ指示している。

一般廃棄物の処理は区の責任とされているが、このような体制により、①区域にとらわれず運搬距離が短い搬入先を選択できること、②清掃工場の建て替えや法定点検時等にも特別区全体として臨機応変な対応ができること、③清掃工場がない区について、ごみ量が減少する趨勢の中で新たに清掃工場を建設することなく、特別区が共同で現有施設を用いて中間処理を行えること、といった効率的な収集・運搬体制が構築されているといわれている。

2. 雇上

清掃車両が自区で不足する場合は外部から雇い上げることを行っており、これは「雇上」といわれている。この雇上によって清掃車両と運転手を手配することになり、その車両に各区の作業員が乗務して収集作業を行うことになる。この形態は全国的に見ても特別区特有のものであるが、東京都が清掃事業を所管していた時から存在していたものであり、東京都からの移管時にその形態を引き継いだものである。なお、清掃車両と運転手を提供する会社を「雇上会社」という。また、本報告書において、雇上会社との契約を「車両雇上契約」といい、雇い上げた車両を「雇上車両」、これに対して自区の車両を「直営車両」ということとする。

現在、地方自治体の厳しい財政事情もあって、多くの区が歳出合理化策として、

清掃職員の退職不補充を行っている。このため、退職により減少した部分を再任用や非常勤職員の採用で対応しているが、それだけでは対応できない場合、雇上の他にも「車付雇上」という車両だけでなく収集作業員も付けた形態も存在しており、それを採用している特別区も存在する（大田区の可燃ごみの処理では車付雇上の形態は採用されていない）。

車両雇上契約は、各区と「一般社団法人東京環境保全協会」（以下、この章において「東環保」という）に加盟する雇上会社との間で締結される。東環保は、清掃事業を請け負う 51 社と浄化槽の清掃を行う 14 社で構成された団体である。古くは江戸時代・明治時代にごみやし尿の収集・運搬を請け負っていた業者が構成員となっており、1932 年（昭和 7 年）に結成された「大東京清掃事業組合連合会」が前身となっているようである。

雇上及び車付雇上の手配に当たっては、各区が雇上や車付雇上の必要台数等を清掃協議会に依頼する。清掃協議会は各区の依頼を取りまとめ、特別区の 23 区長及び清掃一組管理者の名に基づき、雇上 51 社と契約し、配車先を決定する。

契約相手となる雇上会社について、各区から清掃協議会へ仕事の品質が高い（過去にミスが少ない）ところや自区での作業経験が豊富な作業員を割り当ててくれるところ等の配車を要望することはでき、清掃協議会は過去の配車の経緯や各区からの要望を踏まえて調整はしてくれるものの、各区全ての要望に対応することは不可能であり、要望した雇上会社以外の全く新しい雇上会社が配車されることも在り得る状況である。

また、雇上会社の作業員のミスが多発した場合であっても、その雇上会社との契約を解除し、他の雇上会社と契約を締結することはできない。さらに、車付雇上の場合は、全ての作業を雇上会社へ委託することから請負契約の形態となるため、現場では各区の職員が雇上会社の作業員に対して作業上の指示を与えることができない（指示を与えれば偽装請負となる）等の品質管理上の制約も存在している。

このため、実務上は、配車された雇上会社の運行管理者を通じて、是正依頼・指示を出す等の対応により、一定の作業品質の維持を図っている。また、事故が起こった場合、清掃協議会の会議体である清掃主管部長会専門部会「作業用自動車等供給計画委員会」において、事故内容に応じて休車措置を講じる等、安全面に配慮した品質管理を担保する仕組みも存在している。車付雇上における品質管理上の制約についても、配車先の雇上会社と日頃から情報共有を行うことによって作業品質の維持を図っている。

なお、当該契約は、特定の一社（東環保加盟業者）のみを契約の相手方とする「特命随意契約」となっており、新規事業者の参入はできない状況にある。このような流れとなる経緯については後述する（第 8 項「車両雇い上げの経緯」を参

照)。

3. 収集体制

収集作業は清掃車両（ごみの収集に使用する車両は「収集車両」ともいい、以下、この章ではそれらについては「収集車両」と表現する）に運転手と収集職員2名が乗車して行われる。収集車両の運転手（雇上の場合は雇上会社の運転手）は清掃事務所で収集職員を乗せ収集現場へ向かう。集積所では運転手は原則運転だけを行い、収集職員の2人が排出されているごみを収集車両に積み込み、そして次の集積所へと決まったルートに沿って収集を進める。収集量が収集車両の積載基準量に達すると収集車両は清掃事務所から指示された清掃工場への搬入へ向かうこととなり、収集職員は、収集車両が清掃工場への搬入を完了し次の集積所へ向かうまでの間、待機することとなる。この作業を繰り返す収集方式を「シングル作業」という。

清掃工場までの運搬距離が長い場合は、待機時間が長くなるため、時間的なロスが大きくなってしまう。このようなロスの発生を防ぐために「ダブル作業」という方式が多くの特設区で採られている。この方式では、1組の収集職員2人に先番車と後番車という2台の収集車両が配車される。先番車が清掃事務所で収集職員をピックアップして収集現場へ向かい、最初の収集作業が終了すると収集職員を降車させ、先番車は清掃工場へ向かう。待機していた後番車が次の集積所へ向かい2回目の収集作業が開始される。それが終わると清掃工場から戻ってきた収集車両に乗車して3回目の作業が始まる。この作業を1日6～7回繰り返すことになる。なお、大田区では大田清掃工場及び多摩川清掃工場と区内に2か所の清掃工場があつて運搬時間を短くできていることから、ダブル作業は採用しておらず、シングル作業で1日5～6回繰り返すことで収集作業が行われている。

第8項 車両雇い上げの経緯

東京のごみ収集処理は明治期から民間業者により実施されてきたが、1934年（昭和9年）に当時の東京市が全市市営化を実施するに当たり、直営で対応できない一部区について、これら民間業者による請負制が導入されている。そして、戦後、ごみ量の増大に直面した東京都は、これらの請負業者を清掃業務の協力者として位置付け、運転手付きで収集車両の雇上契約を毎年結んできた経緯がある。

この間、東京都清掃局のパートナーとして、雇上会社がごみ収集業務の機械化、車両設備の増強を推し進め、衛生面や安全面に配慮した安定的な収集・運搬サービスの提供に一定の実績を上げてきたことは否定できない状況にあり、都区制度改革の一環として清掃事業を特別区へ移管することが合意された際には「雇上業者の選定にあたっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方式を継承するものとする」ことが1986年（昭和61年）の都区協議会において了承されている。その後、1994年（平成6年）の都区協議会の「都区制度改革に関するまとめ」の中で収集車両の雇い上げについては過去の実績を踏まえて業者を選定するとされ、2000年（平成12年）には、都と特別区との間でその実効性を担保することを目的として、現在の契約方法である清掃協議会が契約の一括窓口となって東環保の会員である雇上会社と特別区との間で特命随意契約を締結することを意味する内容の「覚書」が締結されている。

しかしながら、特別区は現在の契約方法では効率性に関する要素を欠いているとの認識があることから、2005年にこの覚書について特別区が見直しを要求し、特別区・雇上会社・東京都の3者で協議が行われている。その結果、一部の見直しが行われているが、ごく一部が受け入れられただけであり、その後は現在まで覚書の見直し協議は行われていない。見直しの主な内容は次の通りである。

- ① 資源・粗大ごみの収集・運搬に関する契約について、2006年度（平成18年度）以降、各区の判断で各区による契約とすることができる。
- ② 新たに各区契約とする場合は、当分の間、関係者間で調整の上、雇上会社もしくは雇上会社で構成する団体との契約とする。
- ③ 覚書の見直しについては、引き続き関係者間で協議を行う。

なお、大田区は全額出資した一般財団法人大田区環境公社に可燃ごみの収集業務の一部の委託を行っているが、これは上記の覚書の見直しの際に特別区、東環保及び東京都により締結した「確認書」に係る「確認書に関わる実施に必要な事項（第2号）」（平成22年3月1日）の中で、運搬に直接関係する業務を除く業務について、特別区が全額出資する法人に委託する場合を限定的に認めることが確認されたことにより可能となったものである。

覚書・確認書締結と見直しの経緯に関する主な内容は次の通りである。

年月日	主な内容
1986（昭和 61）年 2 月	都区協議会了承事項「雇上業者の選定にあたっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方式を継承する」
1994（平成 6）年 9 月	都区協議会「対応策」まとめ「清掃車両の雇上げについては、過去の実績を踏まえて業者を選定する」
2000（平成 12）年 3 月	都と区「覚書」締結： ① 車両雇上げの選定は清掃協議会が「過去の実績等を踏まえて」行う ② 雇上契約は清掃協議会、履行確認・料金支払い等は各区・清掃一組が行う ③ 見直しは、区と清掃一組（清掃協議会）、関係事業者、東京都で協議する
2003（平成 15）年 11 月	区長会が助役会に「覚書」の見直し検討を下命
2004（平成 16）年 8 月	区長会方針「各区が直接処理する方向で検討を進める」
2005（平成 17）年 1 月	助役会が検討結果報告： ① 雇上契約は各区契約に改める ② 全てのごみ種について新規参入できるものとする
2005（平成 17）年 11 月	区と雇上業界、東京都「確認書」取り交わし： ① 2006（平成 18）年以降、資源・粗大ごみ収集を各区契約とすることができる ② 上記契約は、当分の間、雇上会社・団体との契約とする ③ 「覚書」の見直しについては、引き続き関係者間で協議を行う

第 9 項 大田区一般廃棄物処理基本計画

1. 位置付け

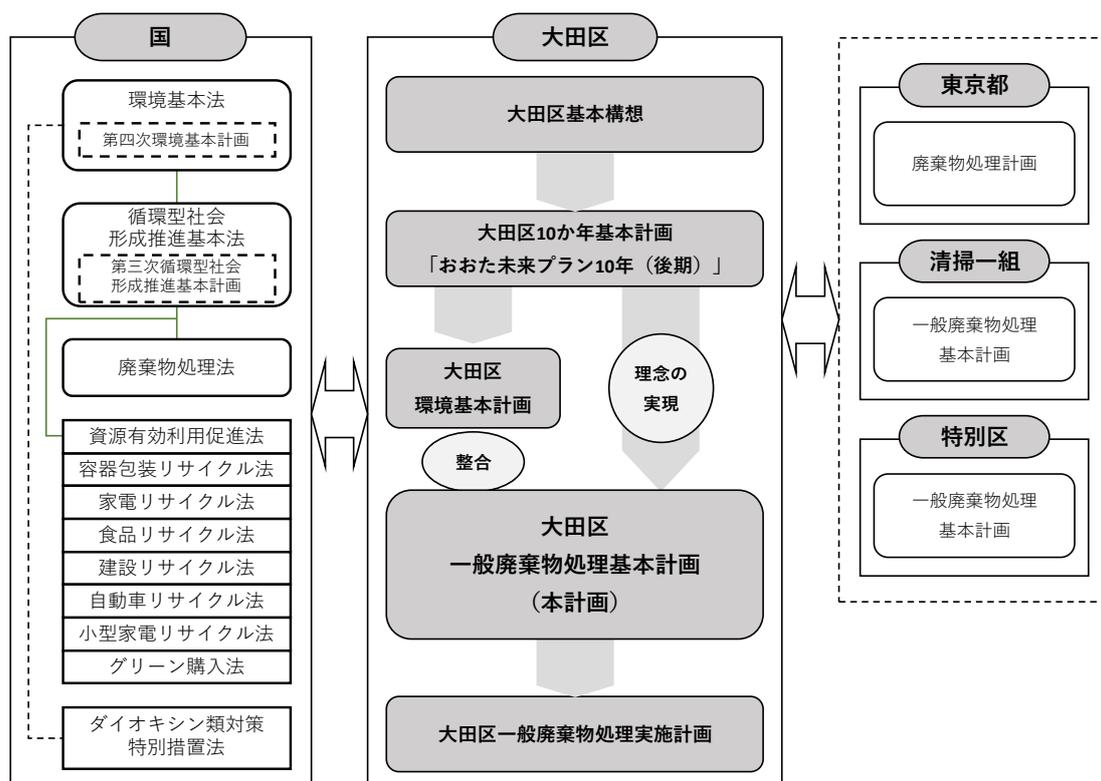
「大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、この章において「本計画」という）は法定計画として策定されているものである。廃棄物処理法第 6 条第 1 項では、区市町村が一般廃棄物処理計画を定めることを義務付けており、本計画は同法施行規則第 1 条の 3 に定める基本計画に該当するものである。

本計画は「平成 23 年 3 月策定の大田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、この章において「前計画」という）を更新したものであり、前計画策定後の社会情勢の変化や、それに伴う国・東京都の計画や法律の変化に対応し、資源の有効利用

や環境負荷の低減に向けたさらなる取り組みを進めるため、平成28年3月の策定時から今後10年間を見据えた新たな計画となっている。

上述したように国の「第四次環境基本計画」「第三次循環型社会形成推進基本計画」や廃棄物処理法を中心とした各種法規制、東京都における「東京都廃棄物処理計画」等との整合が図られている。また、大田区基本構想に即した10か年の基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」（以下、この章において「未来プラン」という）に掲げる施策の一つである「ごみのない循環のまちをつくります」を具体化する計画とし「大田区環境基本計画」との整合も図って策定されている。

本計画の位置付けを図に表すと次の通りとなる。なお、表中にも記載のある上述の国の「第四次環境基本計画」及び「第三次循環型社会形成推進基本計画」は、その後それらの後継計画である「第五次環境基本計画」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されている。また、「おおた未来プラン10年（後期）」は平成30年度で計画期間が完了しており、その後継計画はまだ策定されていない状況である。



2. 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

前計画策定後に認識された課題を解決するため、前計画の基本理念である「区民、事業者、行政が連携し、3つのRで目指すーごみをつくらないまち・おたー」（※）に「適正処理」の概念を加えて次の通りとしている。

区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現

※ 3つのRとは「発生抑制（Reduce：リデュース）」「再使用（Reuse：リユース）」「再生利用（Recycle：リサイクル）」のことである。

(2) 基本方針

次の3つを基本方針として掲げ、それぞれに対応した個別施策を実施している。

- ① 3Rの推進
- ② 適正処理の推進
- ③ 協働の推進

(3) 計画指標と目標値

本計画は既述の通り未来プランにおける施策の一つである「ごみのない循環のまちをつくります」を具現化する計画であるため、未来プランに掲げられた目標の達成を目指すことになる。

<未来プランのモノサシ（指標）と目標値>

モノサシ（指標）	平成30年度の目標値
区収集ごみ量	12万2千t（平成12年度比30%削減）
リサイクル率	30%

未来プランで掲げられた指標及び目標値は上表の通りであるが、区収集ごみ量については、人口の増減に大きな影響を受けること、また、リサイクル率については、発生抑制・再使用や事業者によるリサイクル（新聞販売店回収、店頭回収、事業系ごみリサイクル等）という理想的な循環が進むと行政コストは削減される一方で反ってリサイクル率が減少することになる。このため、本計画における指標として次の二つが設定されている。

計画指標 1 区民 1 人 1 日あたりのごみと資源の総量

計画指標 2 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量

それぞれの指標の計画目標を次の通り設定している。

指標名	項目	平成 26 年度 (※)	平成 30 年度	平成 37 年度 (令和 7 年度)
計画指標 1 区民 1 人 1 日あたり のごみと資源の総量	量 (g/人日)	662	660	640
	平成 12 年度比削減率	27%	28%	30%
計画指標 2 区民 1 人 1 日あたり の区収集ごみ量	量 (g/人日)	524	512	471
	平成 12 年度比削減率	28%	30%	36%

※ 平成 26 年度は実績値である。

(4) 計画の見直し

本計画は平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とするものであるが、中間での見直しが当初より計画されており、令和 2 年度において新たな計画の策定を予定していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ごみの組成分析（排出されたごみ袋の開封調査）を実施することが困難なため、新たな計画の策定は見送り、規模を縮小した中間見直しの作業が進められている。

本計画策定から 5 年以上が経過し、社会情勢の変化や、それに伴う国・東京都の計画や法律の変化に対応しきれていない状況となっている。また、上記の計画目標値について、平成 30 年度の目標値は達成し、令和元年度の時点で既に平成 37 年度（令和 7 年度）の目標値も達成している状況であるため、現状に即した新たな計画の策定が望まれる状況となっている。

第 10 項 大田区の清掃事業の体制

1. 清掃関連施設及び埋立処分場

大田区の清掃事業に関連する施設及び処分場は次の通りである。

組織等	施設等
大田区環境清掃部	環境計画課
	環境対策課
	清掃事業課
	大森清掃事務所
	調布清掃事務所
	蒲田清掃事務所
	多摩川清掃事業所
公 社	一般財団法人大田区環境公社
東京二十三区清掃一部事務組合	京浜島不燃ごみ処理センター
	大田清掃工場
	多摩川清掃工場
	その他の清掃工場
	中防不燃ごみ処理センター
	粗大ごみ破砕処理施設
東 京 都	中央防波堤外側埋立処分場
	新海面処分場

2. 環境清掃部及び一般財団法人大田区環境公社の組織

環境清掃部及び環境公社の組織及び人員構成は次の通りである(令和2年4月1日現在)。

<環境清掃部>

環境清掃部 (部の人数：371人)	環境計画課 (課の人数：17人)	部長	1人
		課長	1人
	環境対策課 (課の人数：33人)	計画推進・温暖化対策担当	16人
		課長	1人
		環境推進担当	10人
	清掃事業課 (課の人数：18人)	環境調査指導担当	22人
		課長	1人
		事業調整担当	1人
		勤労調整担当	1人
			清掃リサイクル担当

	大森清掃事務所 (所の人数：85人)	許可指導係	3人
		所長	1人
		管理係	5人
	調布清掃事務所 (所の人数：72人)	作業係	79人
		所長	1人
		管理係	4人
	蒲田清掃事務所 (所の人数：126人)	作業係	67人
		所長	1人
		管理係	7人
	多摩川清掃事業所 (所の人数：20人、 うち1人兼務)	作業係	118人
		所長(蒲田清掃事務所と兼務)	1人
		管理係	4人
		作業係	15人

<一般財団法人大田区環境公社>

一般財団法人 大田区環境公社 (公社の人数：63人 (うち、区派遣職員6 人))	理事会		
	代表理事		
	事務局長	1人	
	管理課	課長	1人
		庶務担当	2人
清掃事業係		59人	

3. 環境清掃部及び一般財団法人大田区環境公社の役割

環境清掃部の各課・係・担当及び環境公社が担当している事務の内容は次の通りである。

課 係 名		分 掌 事 務
環境計画課	計画推進・ 温暖化対策 担 当	① 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。 ② 部の事務事業の改善に関すること。 ③ 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。 ④ 部の事業に係る調査研究に関すること。 ⑤ 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。 ⑥ 議会に関する部の総括に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 部の庶務に関すること。 ⑧ 予算及び決算に関する部の総括に関すること。 ⑨ 大田区環境審議会に関すること。 ⑩ 大田区環境基本計画に関すること。 ⑪ 環境保全に係る人材の育成及び啓発に関すること (他の主管に属するものを除く。) ⑫ 地球温暖化対策実行計画に関すること。 ⑬ 大田区役所エコオフィス推進プランに関すること。 ⑭ 地球温暖化対策の推進に関すること。 ⑮ 地球温暖化対策地域協議会に関すること。 ⑯ 環境にやさしいエネルギー等の導入拡大に関すること。 ⑰ 他部及び部内他課との連絡調整に関すること。 ⑱ 危機管理に関すること。 ⑲ 環境影響評価に関すること。 ⑳ 部内他課に属さないこと。
環境対策課	環境推進 担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境対策の推進に関すること。 ② 環境美化推進に関すること。 ③ みどりの保護及び緑化の推進に関すること。 ④ 自然環境保護に関すること。 ⑤ 課の庶務に関すること。 ⑥ 課内他係に属しないこと。
	環境調査 指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 公害関係法令に基づく申請、届出、指導等に関すること。 ② 移動発生源（航空機、自動車、鉄道等）による騒音、振動及び排ガスの調査及び対策に関すること。 ③ 大気環境の調査及び対策に関すること。 ④ 河川海域環境の調査及び対策に関すること。 ⑤ 有害物質等の化学物質に係る調査及び対策に関すること。 ⑥ 公害関係法令等に基づく公害に係る苦情及び相談に関すること。 ⑦ 公害事故及び光化学スモッグ通報に関すること。 ⑧ 空港周辺環境対策事業に関すること。
清掃事業課	清掃リサイクル 担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の収集・運搬作業に係る調整及び連絡に関すること。 ② 清掃事務所及び清掃事業所職員の保健・安全衛生（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 ③ 作業用自動車並びに作業実施上等における事故の防止及び処理（他の主管に属するものを除く。）に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ④ 家庭廃棄物に関すること。 ⑤ ごみ減量及びリサイクルの普及及び啓発に関すること。 ⑥ 資源回収（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 ⑦ その他リサイクル事業（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 ⑧ 資源物持ち去り防止に関すること。 ⑨ 清掃事務所及び清掃事業所の管理運営に関すること。 ⑩ 清掃・リサイクル協議会に関すること。 ⑪ 廃棄物処理手数料に関すること。 ⑫ 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 ⑬ 全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協会の事務に関すること。 ⑭ 東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整に関すること。 ⑮ 災害廃棄物処理計画（区、特別区）に関すること。 ⑯ 課の庶務に関すること。 ⑰ 課内他係に属しないこと。
	事業調整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃事業のあり方に関すること。 ② 清掃工場運営協議会等（大田、多摩川）の取りまとめに関すること。 ③ その他特命に関すること。
	勤 労 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃事務所及び清掃事業所職員の人事、勤務条件等（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 ② その他特命に関すること。
	許 可 指 導 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業系廃棄物に係る排出指導の企画及び調整に関すること。 ② 一般廃棄物処理業に係る指導等の企画及び調整に関すること。 ③ 浄化槽に係る指導等（他の主管に属するものを除く。）に関すること。 ④ 一般廃棄物処理業の許可に関すること。 ⑤ 浄化槽清掃業の許可に関すること。 ⑥ 排出事業者に係る廃棄物の減量に関すること。
清掃事務所 （大森、調 布、蒲田）	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 所の庶務及び経理に関すること。 ② 職員の服務に関すること。 ③ 公印の管守及び文書に関すること。 ④ 所内他係に属しないこと。

	作 業 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること(し尿については、蒲田清掃事務所に限る。) ② 廃棄物の排出量の算定に関すること。 ③ 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。 ④ リサイクル事業の推進に関すること。 ⑤ 大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること。 ⑥ 所管区域内の大規模排出事業者等の排出指導に関すること。 ⑦ 一般廃棄物処理業の指導に関すること。 ⑧ 浄化槽に係る指導等に関すること。 ⑨ 作業の統計に関すること。 ⑩ 清掃事業用自動車の運営管理及び修理に関すること。 ⑪ 自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。 ⑫ 自動車運行作業の統計に関すること。 ⑬ その他清掃作業に関すること。
清掃事業所 (多摩川)	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 所の庶務及び経理に関すること。 ② 職員の服務に関すること。 ③ 公印の管守及び文書に関すること。 ④ 所内他係に属しないこと。
	作 業 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 清掃事業用自動車の調達及び管理運営に関すること。 ② 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。 ③ 清掃事業用自動車及び作業用具の修理に関すること。 ④ 作業用物品、材料及び燃料の管理に関すること。 ⑤ 作業の統計に関すること。 ⑥ その他清掃作業に関すること。
一 般 財 団 法 人 大 田 区 環 境 公 社		<ul style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物の収集及び中継業務 ② 資源循環に関する事業

4. ごみの収集と運搬

集積所のごみ収集及び清掃工場等の中間処理施設までの運搬は、清掃事務所と清掃事業所が行っている。清掃事務所では、可燃・不燃・粗大ごみの収集エリアを決め、人員と収集車両を配置している。ごみ量の季節的変動や地域の実情等を考慮し、きめ細かな作業計画を策定して、効率的な収集・運搬作業を行っている。

ごみを収集・運搬する収集車両は、ごみの種類や目的ごとに何種類かの車両を使い分けており、可燃ごみを収集する車両は、小型プレス車が主流となっている。

収集には、収集作業員と自動車運転手とが一組となって従事している。

なお、区のごみ収集においては次のような分別がされている。

(1) 可燃ごみ

プラスチック製品、皮革、ゴム製品、衣類、生ごみ、貝がら、少量の枝葉等、再生できない紙類、紙おむつ、廃食用油が該当し、週 2 回収集される。

(2) 不燃ごみ

ガラス製品、陶磁器、電球・蛍光灯、30 cm以下の小型の家電製品（資源として拠点回収される 10 品目を除く）、金属類、乾電池（ボタン電池・充電式電池を除く）、傘、使い捨てライターで、月 2 回収集される。

(3) 粗大ごみ

粗大ごみとは、家庭から出る家具、寝具、電気製品等の耐久消費財で、一辺の長さがおおむね 30 cmを超えるものである。品目（製品）で判断するため、切り刻んだり、壊したり、分解しても「粗大ごみ」として扱われる。区の収集のみではなく、自己持込みもできるが、いずれも大田区粗大ごみ受付センターへの申込みが必要となっている。

(4) 清掃事務所で収集できないもの

次のものは法律により区で収集することができない。

- ① エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ② 家庭用パソコン
- ③ ボタン電池、充電式電池
- ④ その他、有害性のあるもの、危険なもの、著しく悪臭を発するもの、引火性のあるもの等

5. 資源の回収と運搬

集積所での資源回収品目は、新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールの 9 種類となっており、週 1 回収集される。資源回収後の中間処理（選別・圧縮・梱包）施設が異なることや作業効率を考慮して 2 種類の車両で回収している。そのため、品目によって回収時間が異なっている。

また、このような集積所回収以外に区による拠点回収が行われており、廃食用

油の回収及び使用済み小型家電を回収している。

さらに、これらの区が直接回収する行政回収の他、自主的なグループの資源回収を区が支援する集団回収制度がある。集団回収とは、区民が地域で自主的なグループを作って家庭から出る資源を回収し、大田区登録回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動である。区は回収実績に基づいて報奨金を支払うことでグループ活動を支援している。なお、報奨金の対象となる資源は次の通りである。

- ① 新聞、雑誌、段ボール、紙パック等の古紙類
- ② 飲料用のリターナブルびん
- ③ アルミ、スチール缶等の金属類
- ④ 古着、ボロ布等の古布類

6. その他のごみの収集と運搬等

上記の収集・運搬の他、収集・運搬に関連する事業として次のようことを行っている。

(1) 動物の死体の引き取り

犬、猫等のペットとして家庭で飼われていた 25 kg 未満の小動物の死体は、清掃事務所が有料（1 頭：3,000 円）で引き取っている。また、私有地、私道等における野良猫等飼い主のいない動物死体は、状況を確認の上、区が無料で収集している。なお、公道上の動物死体については、都道を除き道路の管理者（国、大田区等）が対応しており、都道は大田区が対応している。

(2) し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬

家庭から出るし尿（くみ取り）は、区が無料で収集・運搬している。また、浄化槽汚泥、建設現場等仮設トイレのし尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、専門の許可業者が有料で収集・運搬することになっている。

(3) 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットの貸し出しを行っている。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することが条件である。

7. ごみ減量の取り組み

上述してきたごみ及び資源等の収集（回収）・運搬以外に、ごみの減量を目的として次のような事業を行っている。

(1) 普及啓発事業

1) 「ごみをつくらないまち・おおた」推進行事

地球にやさしいまちづくりポスターの展示、OTA ふれあいフェスタでの環境学習用収集車両による積み込み体験及び清掃・リサイクルに関するクイズ・ゲーム等の実施を行っている。

2) 冊子、リーフレット等の発行

小学生用環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」、一般用普及・啓発冊子「大田区清掃とリサイクル」、「資源とごみの分け方・出し方」（日本語・英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）等を発行している。

3) 大田区ごみ分別アプリ

資源とごみの分別方法や排出方法等について、スマートフォンアプリでの情報提供を行っている。日本語、英語、中国語、ハングル、タガログ語、ネパール語、ベトナム語に対応しており、資源とごみの収集日や出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問等、ごみに関する様々な情報を簡単に確認することができるようにしている。

(2) ふれあい指導

各清掃事務所では集積所を巡回し、利用者との直接対話による「ふれあい指導」活動を行い、ごみ減量、適正排出について話し合い、円滑な集積所利用や利用者による管理をお願いしている。

(3) 出前講座

各清掃事務所長等が地域に出向いて、ごみ減量や資源の有効利用の取組方法等の講座を実施している。

(4) 環境学習

保育園や小学校等に、清掃事務所等の職員が出張して、環境学習を行っている。それぞれの清掃事務所が工夫して、資源とごみの分別ゲーム、紙芝居、スケルトン収集車両等を用いた積み込み体験等、年齢層に合わせた学習内容を用意して臨んでいる。

(5) 小型家電リサイクル事業の実施

小型家電等に含まれる貴金属・レアメタル等がリサイクルされずに埋め立てられている状況を踏まえ、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を図るため、小型家電リサイクル事業を実施している。回収した小型家電等は、国が指定する認定業者に売却し、国内でリサイクルされている。回収対象となるものは次の10品目である。

- ① 携帯電話
- ② 携帯音楽プレーヤー
- ③ 携帯ゲーム機
- ④ デジタルカメラ
- ⑤ ポータブルビデオカメラ
- ⑥ ポータブルカーナビ
- ⑦ 電子辞書
- ⑧ 卓上計算機
- ⑨ ACアダプター
- ⑩ USBメモリ

回収方法としては、拠点回収（区内42か所に回収ボックスを常設）、ピックアップ回収（粗大ごみ及び不燃ごみの中から回収）、イベント回収（区内で開催されるイベントで区民への啓発とともに回収）の3方法によっている。

(6) 排出事業者指導

事業者が、①ごみ減量に取り組んでいるか、②リサイクルできるものを廃棄していないか、③一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者と正しく契約を結んでいるか、④自らが排出するごみ量と処理ルートを把握しているか、⑤manifestoの作成義務を守っているか、等の適正排出指導や廃棄物管理責任者の選任・再利用計画の作成報告を求める等、適宜書類確認による助言や指導を行っている。

(7) 事業用建築物立入指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物を有する事業者に対して、ごみ減量及び適正処理を確保する観点から立入調査を行っている。主な調査項目は、①資源及びごみの保管場所設置状況、②ごみの分別状況、③リサイクルの取組状況、④処理業者との契約締結や履行確認、⑤manifesto作成・回付状況の確認、等となっている。

(8) 廃棄物管理責任者講習会

延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者向けに講習会を毎年実施している。

(9) 事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を上げている延べ床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者等を表彰している。

8. ごみの集積所について

区内には、約 30,000 か所の集積所があり、清掃や防鳥ネットの管理等、集積所は地域の人々の自主的な管理により維持されている。

(1) 集積所の決め方

集積所の位置や利用者は、その地域に住民が話し合っで決めている。集積所の設置は、収集車両が通行できる公道に面し、収集が安全に行える場所でなければならない（交差点内等、道交法上・安全上問題のある場所には設置できない）。集積所の新設、移動、分散を行う場合は、事前に清掃事務所への相談が必要となっている。

(2) 集積所の改善（ふれあい指導）

ごみの分別や排出時間等のルールが守られないと、その集積所にはごみが散乱し、時には不法投棄の場所になる等、改善が必要となる。このような集積所については、清掃事務所の「ふれあい指導班」が、集積所利用者へのマナー向上のPR活動や集積所に警告看板を掲示する等、各種の活動を専門として行っている。

(3) 集合住宅等、大規模建築物を建てる場合

大規模建築物（延べ床面積 3,000 m²以上）には、条例で廃棄物保管場所を敷地内に設置することが義務付けられている。また、延べ床面積 3,000 m²未満の中・小規模集合住宅及び事業用建築物についても、建築計画段階で廃棄物保管場所及び集積所の設置について、清掃事務所への事前協議が必要となっている。

9. 高齢者・障がい者支援等

高齢者や障がい者への支援等、次のような事業及び制度が設けられている。

(1) 戸別収集事業

次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、他の者の協力を得ることができない世帯を対象として、区が戸別収集を行っている。

- ・ 要介護2以上に認定されている者
- ・ 身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている者
- ・ その他、区長が認める者

(2) 粗大ごみの運び出し収集事業

次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯で、身近な人等の協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合に、粗大ごみを運び出すところから収集までを区が行っている。

- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 障がい者

(3) 廃棄物処理手数料の減免制度

生活保護、中国残留邦人等支援給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、老齢福祉年金等を受けている者や天災、火災等に罹災した者を対象に、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を減額又は免除する制度が制定されている。

10. 清掃事業関連施設

令和2年4月1日現在の清掃事業の関連施設の所在地及び施設の規模等は次の通りである。

	施設名	種 類	面積㎡
1	大森清掃事務所 大田区中央2-3-6 電話 3774-3811	敷 地	968.63
		建 物	1,747.52
2	大森清掃事務所大森西分室 大田区大森西1-13-2	敷 地	1,069.04
		建 物	760.99
3	調布清掃事務所 大田区田園調布本町32-12 電話 3721-7216	敷 地	962.78
		建 物	1,607.52
4	蒲田清掃事務所 大田区蒲田5-44-12 電話 3732-5545	敷 地	598.27
		建 物	1,545.82
5	蒲田清掃事務所糶谷粗大中継所 大田区羽田旭町9-6 電話 3745-1891	敷 地	817.65
		建 物	147.98
6	多摩川清掃事業所 大田区下丸子2-33-1 電話 3757-3871	建物（事務所）	1,052.77
		建物（洗車棟）	472.75
		建物（油 庫）	29.05
7	京浜島中継所 大田区京浜島3-5-7 電話 3799-2215	敷 地	3,082.15
		建 物	1,033.64

11. 作業収集計画

令和2年度の作業収集計画は次の通りである。

種 別		収集回数	収集場所	1日稼働 車両台数	備 考	
1 ごみ収集				113台		
家庭	可燃ごみ	週2回	集積所	101台		
	不燃ごみ	月2回	集積所			
	粗大ごみ	申込制	各戸	12台		申込制。品目ごとに粗大ごみ処理券の貼付が必要。
事業系	可燃ごみ	週2回	集積所	(101)台	ごみ量に応じて事業系ごみ処理券の貼付が必要。	
	不燃ごみ	月2回	集積所			
2 資源回収				75台		
品目別内訳	古紙（段ボールを除く）	週1回	集積所	40台		
	びん・かん	週1回	集積所	(40)台		
	発泡スチロール	週1回	集積所	(40)台		
	古紙（段ボールのみ）	週1回	集積所	27台		
	ペットボトル	週1回	集積所	(27)台		
	食品トレイ	週1回	集積所	(27)台		
	全品目	週1回	集積所	8台		軽小型車
	廃食用油	週1回	区内17か所	0.3台		(水)のみ
	小型家電	月2回	区内42か所	0.1台		
3 し尿収集		週2回	各戸		(水)(金)のみ。1台で収集。	
4 動物死体収集		申込制	各戸		申込制。頭数に応じて廃棄物処理手数料の納付が必要。	

* 車両台数の（ ）はごみ種又は資源品目ごとに混合収集していることを示す。

12. ごみ収集体制（清掃車両の直営・雇上の別）

令和2年度のごみ収集のための清掃車両の体制は次の通りである。

区分		収集車両（台数／日）	
		雇上	直営
可燃ごみ・不燃ごみ 集積所 約 30,000 か所	大森清掃事務所	32 台	4 台
	調布清掃事務所	23 台	4 台
	蒲田清掃事務所	30 台	8 台
	計	85 台	16 台
粗大ごみ	大森清掃事務所	4 台	0 台
	調布清掃事務所	4 台	0 台
	蒲田清掃事務所	4 台	0 台
	計	12 台※	0 台

※ 中継用車両 2 台を含む台数。

13. 清掃車両保有状況

令和2年4月1日現在の区の清掃車両保有状況は次の通りである。なお、リース契約による使用する車両も含んでいる。

<ごみ収集車両>

車種	小型プレス車	新大型特殊車	軽小型 平ボディー車	軽小型 ダンプ車	小型プレス車 (環境学習車)	計
燃料種別	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン	CNG※ ¹	
大森清掃事務所	0 台	0 台	8 台	1 台	0 台	9 台
調布清掃事務所	0 台	0 台	8 台	1 台	0 台	9 台
蒲田清掃事務所	0 台	0 台	8 台	1 台	0 台	9 台
多摩川清掃事業所	11 台	0 台	0 台	0 台	1 台	12 台※ ²
計	11 台	0 台	24 台	3 台	1 台	39 台

※¹ CNG:天然ガス。

※² 合計 12 台には、予備車両 5 台(小型プレス車 5 台)を含む。

<その他の車両>

車種	軽ワンボックス車※ ³	乗用車※ ⁴ (ハイブリット車)	計
大森清掃事務所	2台	1台	3台
調布清掃事務所	1台	1台	2台
蒲田清掃事務所	1台	1台	2台
多摩川清掃事業所	0台	1台	1台
計	4台	4台	8台

※³ 軽ワンボックス車：排出指導に使用。

※⁴ 乗用車：各清掃事務所・事業所とその他関連施設への連絡・荷物の運搬のために使用。

①「みんなの答え」

答えは①番、「スケルトン収集車の「ごみZERO」号」。保育園や小学校の環境学習、区のイベントなどで普段ごみの収集をしている職員と一緒にごみの積み込み体験ができるぞー！

2-3 大田区のごみ収集車・資源回収車

1日189台のごみ収集車が区内の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを収集し、資源を回収しています。ごみを効率よく収集するため、半年ごとに収集ルートの見直しを行うなど計画をたて、ごみの種類や目的ごとに車両を使い分けています。

〔ごみ収集車〕



小型プレス車
(可燃ごみ)



新大型特殊車 ※大型マンションなど
(可燃ごみ)



小型特殊車 ※せまい道路
(可燃ごみ)



軽小型貨物車 ※せまい道路
(可燃ごみ・不燃ごみ)



大型・中型プレス車
(粗大ごみ)



軽小型ダンプ車 ※せまい道路
(可燃ごみ・不燃ごみ)



新小型ダンプ車
(不燃ごみ)



小型ダンプ車
(粗大ごみ)

〔資源回収車〕



普通貨物車
(紙類・びん・かん・
発泡スチロール回収車)



小型プレス車
(ペットボトル・トレイ・
段ボール回収車)

〔指導車・ 環境学習車〕



軽自動車
(分け方・出し方の指導車)

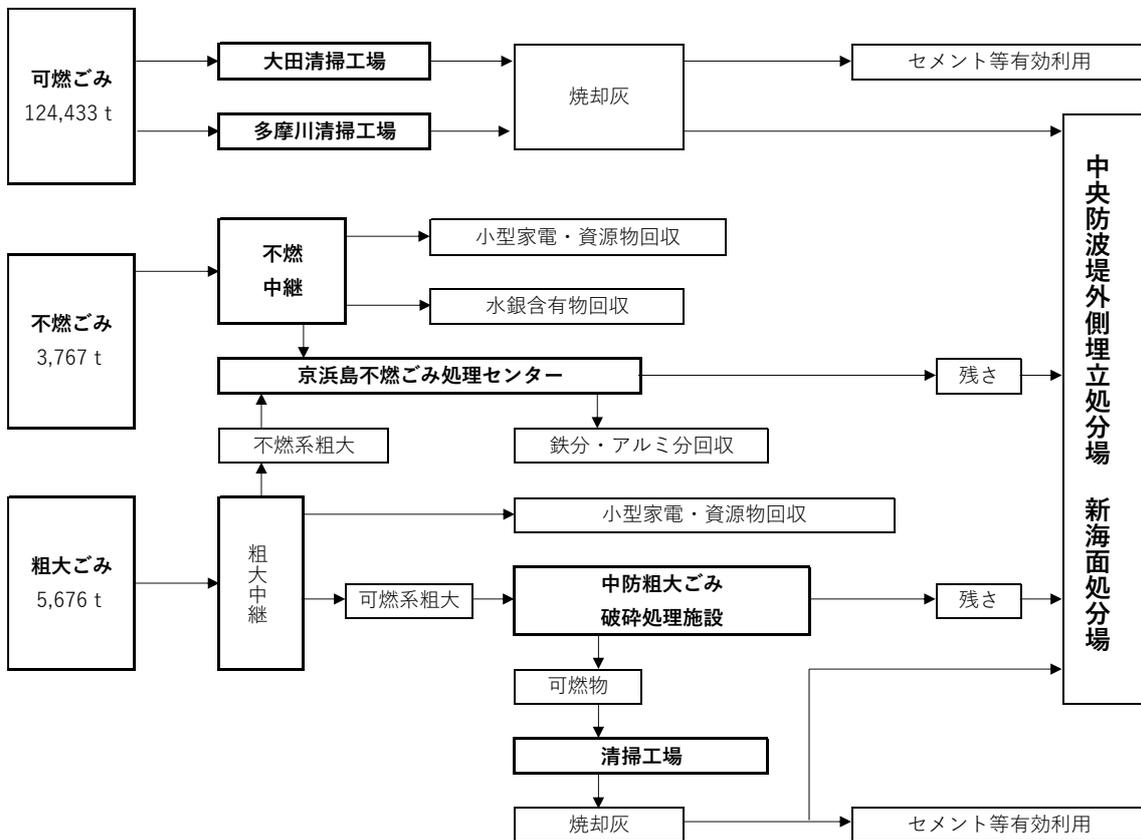


スケルトン収集車「ごみZERO」号
(環境学習用収集車)

上記は「みんなでごみを減らそうよ 2020～分ければ資源 混ぜればごみ～」に掲載されている収集・回収車両等である。

第 11 項 大田区のごみ及び資源の流れ

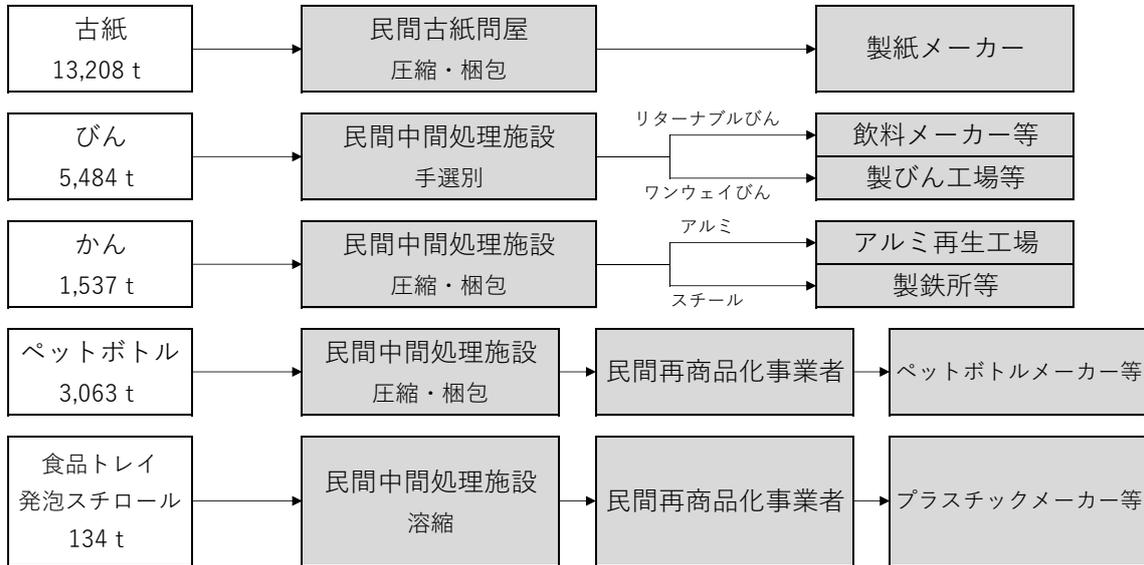
1. ごみの流れ



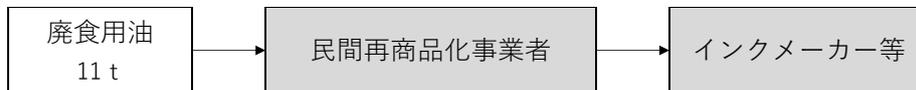
- ・ 可燃ごみ（集積所収集：週 2 回）
- ・ 不燃ごみ（集積所収集：月 2 回）
- ・ 粗大ごみ（戸別収集又は自己持込：申込み制）

2. 資源の流れ

(1) 古紙、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロール（集積所回収：週1回）



(2) 廃食用油（拠点回収：特別出張所（入新井・蒲田西を除く）・エセナ大田17か所週1回）



第 12 項 ごみ及び資源物収集量の推移

直近 3 年度のごみと資源の収集（回収）量の推移は次の通りである。

< ごみ収集実績 >

(単位：t)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ			合計
				収集	持込	小計	
平成 29 年度	大森清掃事務所	40,196	1,338	954	205	1,159	42,693
	調布清掃事務所	31,685	932	970	140	1,110	33,727
	蒲田清掃事務所	51,782	1,798	1,166	214	1,380	54,960
	合計	123,663	4,068	3,090	559	3,649	131,380
平成 30 年度	大森清掃事務所	40,095	1,312	991	218	1,209	42,616
	調布清掃事務所	31,307	950	1,108	147	1,255	33,512
	蒲田清掃事務所	51,408	1,507	1,182	249	1,431	54,346
	合計	122,810	3,769	3,281	614	3,895	130,474
令和元年度	大森清掃事務所	40,735	1,332	1,340	226	1,566	43,633
	調布清掃事務所	31,987	980	1,185	159	1,344	34,311
	蒲田清掃事務所	51,711	1,455	1,253	268	1,521	54,687
	合計	124,433	3,767	3,778	653	4,431	132,631

* 平成 18 年度から粗大ごみの区民自己持ち込み制度を実施した。

* 平成 24 年度から粗大ごみの一部について資源化事業を実施した。資源化量は本表に含まず別途記載。

* 平成 27 年度の大森清掃事務所分及び調布清掃事務所分の粗大ごみ収集量は、京浜島中継所から中防粗大ごみ破碎処理施設に搬出した粗大ごみ量を、各清掃事務所の京浜島中継所への小型ダンプ車搬入重量比率で按分して計算。

<資源分別収集実績>

(単位：t)

区分		合計	古紙	布類	びん	かん	ペットボトル	食品トレイ・発 泡スチロール	廃食用油
平成 29 年度	行政回収	22,756	12,647	0	5,699	1,478	2,785	137	12
	集団回収	12,544	12,211	138	1	194	0	0	0
	合計	35,300	24,858	138	5,700	1,672	2,785	137	12
平成 30 年度	行政回収	22,910	12,754	0	5,576	1,480	2,957	133	11
	集団回収	12,119	11,790	130	1	198	0	0	0
	合計	35,029	24,544	130	5,577	1,678	2,957	133	11
令和 元 年度	行政回収	23,438	13,208	0	5,484	1,537	3,063	134	11
	集団回収	11,327	10,988	132	1	206	0	0	0
	合計	34,765	24,196	132	5,485	1,743	3,063	134	11

* 発泡スチロールは平成27年10月1日から回収開始。

* かんは飲食用かんのみ。

第2節 大田区の清掃事業の予算規模等の概要

第1項 清掃事業経費の概要

区の清掃事業経費に係る平成30年度までの直近3年度の数値の推移は次の通りである。

<清掃事業経費>

項目	平成28年度	構成比	平成29年度	構成比	平成30年度	構成比
ごみ収集人件費	約29億2千万円	34.1%	約27億6千万円	30.8%	約26億円	28.1%
清掃工場中間処理費等分担金	約23億円	26.8%	約24億2千万円	27.0%	約24億円	26.0%
ごみ運搬車両経費	約14億1千万円	16.5%	約15億5千万円	17.3%	約16億円	17.3%
その他清掃事業に係る経費	約4億1千万円	4.8%	約5億7千万円	6.4%	約6億8千万円	7.4%
各施設の管理運営費	約1億1千万円	1.3%	約1億9千万円	2.1%	約1億円	1.1%
清掃事務所の建設	0円	0.0%	0円	0.0%	3億4千万円	3.7%
ごみ処理券に係る経費	約3千万円	0.4%	約4千万円	0.5%	約3千万円	0.3%
ゴミ処理関係経費 計	約71億8千万円	83.8%	約75億3千万円	84.1%	約77億5千万円	83.9%
リサイクルに係る経費	約3億4千万円	4.0%	約3億6千万円	4.0%	約3億8千万円	4.1%
資源回収運搬車両経費	約10億5千万円	12.3%	約10億6千万円	11.9%	約11億1千万円	12.0%
リサイクル関係経費 計	約13億9千万円	16.2%	約14億2千万円	15.9%	約14億9千万円	16.1%
合計	約85億7千万円	100.0%	約89億5千万円	100.0%	約92億4千万円	100.0%

<大田区のごみ量、人口>

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大田区のごみ量実績	196,395 t	198,360 t	198,373 t
大田区の人口	720,518人	726,191人	732,618人

*人口基準日

平成29年4月1日現在

平成30年4月1日現在

平成31年4月1日現在

<ごみ処理事業にかかる経費（リサイクル関係経費を除く）>

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民1人当たりのごみ量	約273 kg	約274 kg	約271 kg
区民1人当たりのごみ処理経費	約9,993円	約10,328円	10,579円
ごみ1kg当たりの処理経費	約37円	約38円	約39円

<リサイクル事業にかかる経費>

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区民一人当たりのリサイクル経費	約 1,929 円	約 1,995 円	約 2,034 円

第2項 歳出予算

環境清掃部の直近 3 年度の歳出予算は次の通りである。なお、一般廃棄物処理に係るものは主に「清掃事業課、各清掃事務所・事業所」として記載されているものであり、これらの項目に係る事務の執行が本報告書の監査対象の中心となっており、第 3 章でその結果をまとめている。

<歳出予算【環境計画課・環境対策課】>

(単位：千円)

款	項	目	事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
環 境 計 画 課 ・ 環 境 対 策 課	7		都市整備費	65,309	63,641	63,473	
		1	都市整備費	65,309	63,641	63,473	
			4	空港費	65,309	63,641	63,473
	8		環境清掃費	689,272	683,599	842,423	
		1	環境保全費	689,272	683,599	842,423	
			1	環境保全総務費	368,941	377,368	417,108
			1	職員人件費	368,941	377,368	417,108
			2	環境対策費	246,690	235,886	349,976
			1	環境保全に関する計画及び啓発	18,565	5,693	15,529
			2	給食残渣に係る食品リサイクルの推進	0	0	40,479
			3	環境計画課事務費	1,431	1,284	633
			4	地球温暖化対策の推進	44,971	12,059	12,772
			5	環境の調査及び啓発	80,595	68,505	62,282
			1	大気環境の監視	67,710	51,727	50,335
			2	水環境の監視	12,885	16,778	11,947
			6	工場等公害対策	14,942	12,620	31,990
			1	危機管理対策	2,836	2,823	2,781
			2	工場認可と苦情処理	12,106	9,797	29,209
			7	交通公害対策	54,175	43,235	55,187
			8	環境美化対策	21,353	80,058	127,721

		9 環境対策課事務費	10,658	12,432	3,383
	3	緑化推進費	73,641	70,345	75,339
		2 緑の保全事業	55,771	55,343	59,003
		1 緑化の推進	55,771	55,343	59,003
		3 自然環境の保護	17,870	15,002	16,336
環境計画課・環境対策課 計			754,581	747,240	905,896

<歳出予算【清掃事業課、各清掃事務所・事業所】>

(単位：千円)

款	項	目	事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度
清掃事業課・各清掃事務所・事業所	8	環境清掃費		9,629,690	9,801,009	10,200,000
		2	清掃管理費	3,315,313	3,416,460	3,709,646
			1 清掃総務費	2,831,708	2,803,020	3,092,022
			1 職員人件費	329,267	312,052	314,772
			2 東京二十三区清掃一部事務組合分担金	2,399,669	2,394,244	2,664,359
			3 東京二十三区清掃協議会分担金	600	400	300
			4 一般廃棄物処理基本計画等の策定	9,969	0	13,860
			5 清掃事業課事務費	92,203	96,324	98,731
			2 安全衛生費	17,832	16,726	15,470
			1 職員の安全衛生	17,832	16,726	15,470
			3 普及調査費	1,796	1,822	1,850
			1 清掃普及調査	1,796	1,822	1,850
			4 指導費	2,736	1,190	2,505
			1 許可・指導業務	2,588	1,042	2,356
			2 浄化槽指導業務	148	148	149
			5 事務所事業所費	110,289	114,266	176,776
			1 清掃事務所等の管理	110,289	114,266	176,776
			1 清掃事務所等管理運営	5,505	7,157	35,252
			2 清掃事務所等建物維持	104,784	107,109	141,524
			6 清掃事務所施設建設費	350,952	479,436	421,023
			1 清掃事務所の建設	350,952	479,436	421,023
			3 廃棄物対策費	6,314,377	6,384,549	6,490,354
			1 廃棄物対策管理費	2,384,801	2,294,225	2,191,481
			1 職員人件費	2,384,801	2,294,225	2,191,481
			2 ごみ収集費	2,405,119	2,491,488	2,641,656

	1	ごみ収集作業	2,405,119	2,491,488	2,641,656
		1 車両雇上費	1,733,626	1,793,493	1,808,836
		2 車両等維持管理	55,263	49,571	49,553
		3 作業運営費	616,230	648,424	783,267
	3	リサイクル対策費	1,520,866	1,594,659	1,653,746
		1 行政回収の推進	1,464,789	1,537,466	1,597,217
		1 行政回収の推進	1,439,211	1,510,275	1,568,169
		2 資源の持ち去り防止対策	25,578	27,191	29,048
	2	リサイクル活動グループの支援	56,077	57,193	56,529
	4	動物死体処理費	3,591	4,177	3,471
		1 動物死体処理作業	3,591	4,177	3,471
清掃事業課、清掃事務所・事業所 計			9,629,690	9,801,009	10,200,000

上表の区の「清掃事業課、各清掃事務所・事業所」の歳出予算合計について、区を含む特別区の人口上位 5 区の清掃費に係る予算を比較すると次の通りである。各区の清掃施設等の体制によって状況は異なるが、ほぼ人口に見合ったものとなっていることが分かる。

(単位：千円)

区名 (人口総数)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大田区 (73.4 万人)	9,629,690	9,801,009	10,200,000
世田谷区 (92.0 万人) (*1)	12,009,199	12,195,944	12,631,944
練馬区 (74.0 万人) (*2)	10,282,249	10,949,127	11,165,632
江戸川区 (69.6 万人) (*3)	8,603,306	8,616,592	9,626,522
足立区 (69.1 万人) (*4)	7,213,246	7,334,402	7,606,825

※ 人口総数は、東京都総務局統計部作成「住民基本台帳上の人口・世帯数 (毎月)」による令和 3 年 1 月 1 日現在の数値である。

*1：世田谷区は環境費 (款) の中の清掃費 (項) に清掃職員の人件費が含まれていないため、職員費 (款) の職員費 (項) の中の清掃職員費 (目) を清掃費 (項) の金額に加算している。

*2：環境費 (款) の中の清掃リサイクル費 (項) の金額である。

*3：環境費 (款) の中の清掃事業費 (項) の金額である。令和元年度から令和 2 年度で 10 億円以上増加しているが、増加の主な項目は廃棄物収集作業経費の中のごみ運搬料約 6 億円増加である。

*4：環境衛生費 (款) の中の清掃費 (項) の金額である。

第3項 歳入予算

環境清掃部の直近3年度の歳入予算は次の通りである。歳入で大きなものは事業系ごみ及び粗大ごみの有料収集（ごみ処理券収入）、資源回収における有価物売却収入である。これらについて、本報告書の監査対象としており、その結果は第3章に記載している。

<歳入予算【環境清掃部】>

(単位：千円)

科 目	細 節	項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
13		使用料及び手数料	504,516	548,991	551,908
	1	使用料	458	461	472
		7 環境清掃使用料	458	461	472
		1 行政財産目的外使用料	458	461	472
		1 糶谷粗大中継所電柱使用料	33	33	38
		2 施設使用料（組合事務所4所）	425	428	434
	2	手数料	504,058	548,530	551,436
		6 環境清掃手数料	504,058	548,530	551,436
		1 廃棄物処理手数料	500,466	544,643	548,091
		1 事業系・粗大ごみ	483,344	527,520	530,991
		2 持込処分手数料	17,122	17,123	17,100
		1 継続持込処分手数料	17,103	17,104	17,100
		2 臨時持込処分手数料	19	19	0
		2 動物死体処理手数料	1,557	1,551	1,527
		3 一般廃棄物処理業許可手数料	1,530	1,810	1,400
		4 浄化槽清掃業許可手数料	1	1	1
		5 工場公害防止認可手数料	504	525	417
13		国庫支出金	36,598	25,835	23,141
	2	国庫補助金	36,598	25,835	23,141
		5 都市整備費補助金	26,598	25,835	23,141
		1 都市整備費補助金	26,598	25,835	23,141
		1 住宅防音工事費	26,598	25,835	23,141
		9 環境清掃費補助金	10,000	0	0
		1 環境保全費補助金	10,000	0	0
		1 カーボン・マネジメント強化事業	10,000	0	0

14	都支出金	27,041	29,725	40,000
	2 都補助金	27,041	29,725	40,000
	8 環境清掃費補助金	27,041	29,725	40,000
	1 環境保全費補助金	27,041	29,725	40,000
	1 資源有効利用事業補助金	13,436		
	2 外来種防除事業補助金	2,678		
	3 受動喫煙対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業	0	22,000	40,000
	4 地域環境力活性化事業	10,927	7,725	0
15	財産収入	1	101	101
	2 財産売払収入	1	101	101
	3 物品売払収入	1	101	101
	1 不用品売払収入	1	101	101
19	諸収入	250,400	182,450	174,894
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	1
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	1
	1 延滞金及び加算金	1	1	1
	2 特別区預金利子	6	6	6
	1 特別区預金利子	6	6	6
	1 預金利子収入	6	6	6
	2 前渡金等預金利子	6	6	6
	4 受託事業収入	309	309	431
	6 清掃費受託収入	309	309	431
	1 動物死体処理受託収入	309	309	431
	7 雑入	250,084	182,134	174,456
	5 納付金	9,161	6,613	9,104
	1 社会保険料個人負担金	9,161	6,613	9,104
	1 健康・厚生年金等保険料	9,161	6,613	9,104
	8 施設等収入	569	528	538
	1 施設等利用者負担金	569	528	538
	11 施設利用者光熱水費等負担金	569	528	538
	1 電気	568	527	538
	3 水道	1	1	0
	14 雑入	240,354	174,993	164,814
	2 その他	240,354	174,993	164,814
	20 清掃有価物売払収入	239,299	173,938	151,759

	1	ごみ収集作業	10	5	5
	2	資源回収事業	234,847	168,720	147,603
	3	小型家電等有価物の回収	2,623	2,405	722
	4	不燃ごみの再資源化事業	1,515	2,448	1,228
	5	羽毛布団の再資源化事業	288	317	2,195
	6	リユース事業	16	28	3
	7	古布再資源化事業	0	15	3
	50	太陽光発電電力売払収入	1	1	1
	62	再商品化合理化拠出金収入	1	1	1
	87	地域環境力活性化事業	0	0	12,000
	95	東京二十三区清掃一部事務組合配分金	1	1	1
	99	その他	1,052	1,052	1,052
環 境 清 掃 部 合 計			818,556	787,102	790,044